

2022年 8月30日
郵政ユニオン 交第2号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
衣川 和秀 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

2022年度年末年始業務推進等に関する要求書

2022年度の年末年始繁忙に関しては8月3日に、「2022年度年末年始業務推進要綱（案）」8月10日に「2023年用年賀葉書の販売取組」が会社から示されました。7月以降、新型コロナウイルス感染症は全国的に拡大し、「第7波」と言われる深刻な事態となっています。日本郵政グループにおける感染状況は8月30日現在、全国で124局が業務を休止せざるを得ない状況となっています。感染拡大の波は、「収束・拡大」を繰り返すことが想定されており、秋から年末にかけてインフルエンザの流行とあわせ社員の健康には十分な配慮と対策が求められています。また、昨年10月1日から郵便サービスの見直しにより、土曜日配達休止が実施され、さらに送達日数繰下げ後、初めての年末年始を迎えることから業務運行にも大きな影響があると考えられます。

郵政ユニオンは、年末年始の業務運行を確保し、良質なサービスを公平に提供するため、感染防止策の徹底、必要な要員の確保、労働安全の徹底などが必要であり、業務に携わる社員の労働条件の向上が不可欠であると考えます。

従って、以下の要求書を提出しますので、早急に誠意ある回答を求めます。

記

- 1 2021年度年末年始業務推進の総括及び、2022年度の基本的な考え方を明らかにすること
- 2 「2022年度年末年始繁忙労働力見込」を早急に示すこと
- 3 要員不足が解消されず、通常郵便物の配達業務が正常に確保されない実態が続いています。2021年に提出した、「年末年始業務推進等に関する要求書」では、「要員不足のため、業務運行に支障を来している郵便局も一部ある」との回答を行なっています。要員不足の実態把握を早急におこなうとともに年末年始の業務運行を確保するために、早急に要員不足解消のための具体的対策を講じること
- 4 年賀葉書等の販売に関して
 - (1) 2023年用年賀葉書の発行枚数を券種別に明らかにすること。また、その根拠についても明らかにすること
 - (2) 「2023年用年賀葉書の販売取組」（8月10日付け情報提供）について、具体的に説明する

こと。また、取組内容の指導を徹底すること

(3) 「購入申込書」について、昨年度の支社別の枚数を明らかにすること。また、昨年度までに実施していたアンケートについて、今年度も実施したのか明らかにすること。実施した場合は、その結果を明らかにすること

(4) 年賀葉書の販売は、郵便窓口及びコンビニを基本とすること

(5) 年賀葉書の販売にあたっては、「自爆営業」を発生させないため管理者に対しコンプライアンス教育を徹底させること

(6) 年賀葉書の販売取組では、「お客さまとの接点を多く持つ年賀葉書のお知らせ活動をきっかけとして、年賀葉書だけでなく、荷物やその他商品の通年でのご利用につなげるために、年賀販売期間は大切な商戦期」として位置付けています。年末期において、お歳暮ギフトが社員ごとに販売実績が数値化され、「実需に基づかない営業」となっている実態にある。年賀葉書の販売と同様に、お歳暮ギフトについても不適正営業の根絶に向け管理者マネジメントの徹底を図ること

5 安全の確保について

(1) 新型コロナ対策について

①マスク・消毒液は会社責任で十分な量を確保すること

②感染拡大を防止するため抗原検査キットを配備し、体調に異変が生じた場合、検査できるようにすること

③休息室、食堂、更衣室などを増配備し、換気対策とソーシャルディスタンスを徹底するように指導すること

④飛沫感染防止のため、始業時等に行っている唱和は中止すること。また、郵便体操・ミーティングは簡素化すること

⑤機動車等、乗務に際し実施しているアルコール検査において、1台の検知器を複数の社員が使用しており飛沫感染を発生させる恐れがある。アルコール検査実施にあたっては感染防止に向けた対策を講じること

⑥新型コロナウイルス感染者が出た場合の会社対応を具体的に明らかにすること

⑦クラスター等が発生し、業務が停止になった場合の対応を具体的に明らかにすること

⑧書留やゆうパック等の当日再配達を中止し、翌日以降の再配達とすること

⑨現在、ゆうゆう窓口の営業時間が19時までとなっており、不在郵便物（ゆうパックを含む）受取のため窓口の混雑が想定されます。混雑緩和に向けた対策を講じること

(2) 自然災害等について

年末年始業務推進要綱の基本方針において安全の確保、自然災害に伴う対応が記載され、「人命第一・安全第一」として防災態勢の強化が掲げられています。とりわけ年末年始期間においては大雪、暴風雪等の発生が想定されていることから、業務運行に際しては社員個々人の判断にゆだねることなく、郵便局、支社等が連携をはかりながら責任ある判断をおこなうこと

(3) 労働安全について

①2021年度の年末年始繁忙期の（12月・1月）における労働災害の発生状況を内外別に明らかにすること

②オーバースライダーに関して消耗品の交換も含めて点検のマニュアルを作成すること

③年末年始は多くのアルバイトが雇用されることから、ロールパレットの等の労災事故防止の指導を徹底すること。また、パレットの更改状況を明らかにすること

④パレット落下事故防止に向け、郵便局内の施設点検等を全局で実施するとともに、再発防止対策を講じること

(4) 交通事故対策について

①2021年度の年末年始繁忙期間の交通事故件数と特徴を明らかにすること

②年末年始繁忙期における交通事故対策を明らかにすること

③バイクの保守管理・整備を充実するための対策を講じること。また、不足している局所には早急に配備すること

(5) その他

コロナ禍における社員等の健康・安全の確保及び年末年始等の正常な業務運行を確保するため社員等本人が接種したインフルエンザ予防接種の費用を助成すること

6 送達日数繰下げ後のオペレーションについて

(1) 2022年1月及び2月から普通扱いとする郵便物及びゆうメールの送達日数を繰り下げ、翌日配達が無効となりました。年末年始の業務運行の変更点を明らかにすること

(2) 12月24日(土) 12月25日(日)、12月26日(月)、12月31日(土)、1月1日(日)、1月2日(月)、1月3日(火)の要員配置について考え方を明らかにすること

(3) 今年度は12月31日(土)配達休止に伴い、1月1日の業務運行は年賀郵便物配達終了後、午後から封書年賀を含め12月31日分の通常郵便物を配達することになります。午後からの業務運行において業務量の増加が想定されることから十分な対策を講じること

7 コストコントロールについて

(1) 全社員年賀(短期アルバイト雇用しない)について、昨年度実施した局数を支社別に明らかにすること。また、会社としての総括を明らかにすること

(2) 年賀道順組立の短期期間社員の雇用については、原則社員による年賀処理を基本としているが、地域性及び要員状況を考慮したうえで短期アルバイトの雇用を可能とすること

(3) 業務運行上、短期アルバイトが必要な場合は、必要人数を確保すること。また、雇用期間も十分に確保すること

(4) 長期雇用の時給制契約社員の基本給が、短期アルバイトの時給単価を下回る場合は、差額の手当を支給し、時給逆転を解消すること

8 休暇・勤務時間管理に関して

(1) 連続出勤は6日以内とし、1月1日から3日(遅くとも5日)までに全社員に対して休日を確保すること

(2) 年内及び年明けの廃休・非番日労働は行わないように指導すること

(3) 特別条項を適用しないように指導すること

(4) 勤務時間管理を徹底し、休憩・休息が確保できるように指導を徹底すること

9 ゆうパック等に関して

(1) 年末年始業務推進要綱によれば、全国の引受け予測でゆうパックで対前年比101.4%、ゆうパケットは対前年比109.7%と増加傾向にある。物増に伴う労働力の確保には万全を期すこと

- (2) 2021年9月10日、日本郵便と佐川急便との協業に関する基本合意書の締結が公表され、
①小型宅配便荷物の輸送、②国際荷物輸送③クール宅配便の協業が取り組まれ実施されています。
特に、2022年3月1日から取り扱いを開始したクール宅急便は郵便局物販サービスが販売するカタログ掲載の保冷商品を「飛脚クール便」としてお届けする取組みとなっています。今年度のお中元期における取組み状況及び年末年始繁忙に及ぼす影響を明らかにすること
- (3) 自社（正社員・期間雇用社員等）と委託業者の配達比率を明らかにすること
- (4) お客さまサービスの観点から22時を超える配達を行わないこと。なお、防犯上、委託業者の長時間労働に対しては配慮するとともに対策を講じること

10 年末年始繁忙期におけるコンプライアンスの厳守は重要です。昨年度のコンプライアンス違反の事例内容と件数を明らかにすること。また、具体的な対策を明らかにすること

11 2018年10月1日に廃止をした年末勤務手当を復活し、期間雇用社員等に正社員と同様の手当を支給すること

12 年始勤務手当を期間雇用社員等に正社員と同様の額を支給すること

13 年末年始繁忙期の業務運行に関する職場段階における労使の意思疎通は極めて重要です。ルールに基づき誠意をもった対応と十分な協議が行われるよう指導を徹底すること

以上